

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ほほえみ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

2 週平均 30 時間以上勤務する理事を常勤役員とみなす。

3 週平均 30 時間未満勤務する役員を非常勤役員とみなす。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 役員には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 報酬は月額料金または日額料金のいずれかを支給することができる。

3 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

（出張旅費）

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

2 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（報酬額）

第6条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	50 万円
理 事	1500 万円
監 事	50 万円
評議員選任・解任委員	10 万円

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期に銀行振込とする。

- 2 月額報酬については、毎月末日とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。
- 3 日額報酬についても、銀行振込とする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める 報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成24年 3月 1日より適用する。

附 則

この改定規程は、平成24年 8月 1日より施行する。

この改定規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。

(旧規則の廃止)

平成25年4月1日より実施の役員等報酬規程は、これを廃止する。

別表 1（役員報酬）

（1） 理事

名 称	報 酬 額
理 事 長（月額）	800,000円以内
常 勤 役 員（月額）	300,000円以内
非 常 勤 役 員（月額）	なし
理事会等会議出席報酬（日額）	10,000円
理 事 業 務 報 酬（日額）	10,000円
理事会（決議の省略の場合）	5,000円

（2） 評議員

名 称	報 酬 額
評議員会等出席報酬（日額）	10,000円
評 議 員 業 務 報 酬（日額）	10,000円
評議員会（決議の省略の場合）	5,000円

（3） 監事

名 称	報 酬 額
理事会等会議出席報酬（日額）	10,000円
監事監査業務報酬（日額）	10,000円
理 事 会（決議の省略の場合）	5,000円

（4） 評議員選任・解任委員

名 称	報 酬 額
評議員選任・解任委員会等 会 議 出 席 報 酬（日額）	10,000円